

令和 7 年度（2025 年度） 第 1 回熊本市障がい者自立支援協議会

日時 令和 7 年（2025 年）6 月 26 日（木） 13 時半～

会場 障がい者福祉センター希望荘 2 階 大ホール

出席者 大島委員、米村委員、谷口委員、中山委員、平田委員、森田委員、志田委員、山田委員、松本委員、古閑（靖）委員、鈴木委員、里委員、玉垣委員、園田委員、大関委員、古閑（縁）委員、多門委員、西（恵）委員、松村委員、本田委員、菊池委員、津國委員、原口委員

配布資料

- ・熊本市障がい者自立支援協議会について
- ・熊本市障がい者自立支援協議会設置要綱
- ・資料 1 障がい者相談支援センターモニタリング結果報告
- ・資料 2 各部会報告資料
- ・資料 3 障がい者相談支援センターからの報告
- ・別紙 こども部会アンケート資料
- ・福祉タクシー事業及び燃料費助成事業の制度改正について
- ・相談支援部会から行動援護について報告
- ・児童発達支援センター機能強化事業について
- ・障がい者就労・生活支援センター報告

議事要旨

進行	1 開会 2 事務局挨拶 3 委員紹介 *委員名簿をもって代える 4 事務局紹介 *席次表をもって代える
事務局	5 事務局説明 資料に基づいて説明 熊本市障がい者自立支援協議会について
進行	6 会長選出・副会長指名 委員の互選により菊池委員を会長とする。 また、会長の指名により西章男委員を副会長とする。
菊池会長	7 議事 (1) 報告案件 まず、議事(1)の各報告をそれぞれ事務局からお願いしたい。
事務局	資料に基づいて説明 ・福祉タクシー事業及び燃料費助成事業の制度改正について ・資料1 障がい者相談支援センターモニタリング結果報告 ・児童発達支援センター機能強化事業について ・障がい者就労・生活支援センター報告
菊池会長	障がい者相談支援センターモニタリング結果報告について、全体評価では「S」評価は0件、「B」評価が32件となっているが、個別の評価項目では一部に「S」評価が見られる。この点について、「全体評価として『S』が0件』というのは、個別評価を総合した結果としてそうなったのか、また、今回(第4期初年度)の評価結果について、前期までの傾向と比較してどうだったのかを確認したい。今期から新たに加わった障がい者相談支援センターもあり、前回も「S」評価は見られなかったと記憶しているが、今回の分布もおおよそ同様と考えてよいのか。
事務局	個別評価を総合した結果としてまとめている。手元に前期までの資料はないが、基本的には今回と近い評価分布であったと認識している。
菊池会長	モニタリングは毎年実施されているため、経年的な変化の視点からも、今回の結果を過去と併せて示すことで、より分かりやすくなるのではないかと考えられるため、今後検討してもらいたい。
玉垣委員	企業から、障害者手帳を持たない「グレーゾーン」の方や、障がいをもっていることが判明した従業員に関する相談が増えている。委員会としてもこうした課題を把握しているが、企業への訪問や個別相談への対応が十分にできていない状況がある。こうした方々の職場定着支援や、企業からの個別相談について、障がい者就労生活支援センターで対応してもらえるのか知りたい。

里委員	障がい者就労・生活支援センターは熊本市からの委託により運営しており、企業からの相談も年々増加している。手帳のない方に関する相談も年に数件あり、相談の対象として企業からの相談も受けているため、対応可能。 ただし、当事者が支援を希望するかどうかは個別に確認が必要であり、企業・本人双方の状況を聞きながら、障害者職業センターなど専門機関と連携して対応している。
玉垣委員	企業が障がいのある従業員と向き合う際、本人や家族が障がいを認めていないケースも多く、対応が難しいことがある。 障害者手帳の取得についても難しいことではなく、メリットも多いことから、そうした情報の周知を進めてほしい。
菊池会長	企業から「障がいがあるのではないか」といった相談があるが、これは社員にトラブルが多いことを理由に、企業側が障がいと決めつけて相談しているケースなのか。それとも、より配慮が必要と感じた企業が、支援の可能性を探るために相談しているのか確認したい。
里委員	企業からの相談は、従業員に対して障がいを「決めつけている」わけではなく、業務への適応が難しい、体調不良が続く、対人関係に課題があるなどの状況を踏まえて、「支援が必要かもしれない」と感じて相談されるケースが多い。 企業側が気になる従業員について話す中で、支援の可能性を探るためにセンターが関わることもある。
菊池会長	近年、障がいの概念が広がり、従来の障害者手帳の枠に収まらない「困り感」を抱える方が増えている。一方で、企業が従業員の業務上の困難を障がいと結びつけてしまい、障がい者雇用枠に当てはめようとするような誤った対応があれば、それは制度の趣旨と異なり問題である。 未診断・未受容の方に対する支援の相談先が不明確であり、制度の隙間となっている可能性がある。障がい者相談支援センターでは対応が難しい場合もあり、労働基準監督署や就労支援機関など、適切な相談先の整理が必要。 制度の誤用を防ぐためにも、企業への啓発が重要である。
大関委員	昨年度、ホームページを通じて精神障害に関する企業からの相談が2件あったが、同じような状況であった。障がい者相談支援センターでの対応にあたっては、本人の「困り感」を最も重視しており、本人が希望すれば来所してもらい、診断や検査の提案を行ったうえで支援を開始している。 他県の企業からの相談では、とある従業員で業務ができずお金をもって盗む、逃げるといった金銭トラブルが数回あった。しかし、それは障がいに結びつけているだけではないか、刑事的なところもあるのではないかとといった話を企業に伝えたことがある。熊本の企業では、障がい者相談支援センターに来所して話をしてもらい、精神的な課題を抱える方に対して包括的な支援を行っている。メンタル

	ヘルスに課題がある方は支援の対象として包括的な視点で対応している。
菊池会長	インクルーシブな雇用が進む中で、企業側からの多様な相談が増加している。各支援機関が柔軟に対応しているが、制度の基本理念や目指すべき方向性については、こうした場で情報共有しながら整理していくことが重要である。
西委員	障害者差別解消法により、一般企業にも合理的配慮が義務化されたが、まだ十分に周知されていないと感じる。困り感があっても、企業側がどう対応すべきか分からないケースが多く、行政による啓発や研修などの橋渡しが重要。手帳の有無に関わらず、適切な関わり方や配置の工夫により、従業員が力を発揮できる可能性がある。企業が早期に対応できるよう、制度の理解促進とPRの強化が求められる。
松村委員	モニタリング結果の「災害時における障がい者等の支援体制の構築」項目で、9センター中4センターがB評価となっており、積極的な防災会議や訓練への参加が不十分と見受けられる。 熊本地震から約10年が経過し、防災意識の風化も懸念される中、障がい者支援の重要性は引き続き高い。障がい者相談支援センターや行政機関が前面に立ち、防災会議等で障がい者支援の必要性を発信していくことが求められる。 今後の取り組みにおいて、モニタリング結果を踏まえた対応強化を期待する。
事務局	モニタリング結果で課題とされた「災害時の障がい者支援体制」については、現在、避難行動要支援者制度を中心に、防災計画課・健康福祉政策課と連携して取り組んでいる。今年度は、障がい者相談支援センターにも地域向け説明会等への参加を促しており、現場の声を施策に反映するため、関係課との意見交換も進めている。 防災においては、デジタル化の進展とともに紙媒体の活用や個人情報の取り扱いにも配慮しつつ、今後も親の会などの意見も取り入れながら、連携を強化していく方針である。
菊池会長	モニタリング項目「災害時の支援体制」には2つの評価視点があり、B評価となったセンターは、地域の防災会議や訓練への参加が不十分だったためと考えられる。今後は地域内で要支援者の情報共有を進めることを当面の目標として、引き続き情報交換しながら進めていってもらいたい。 (2) 各部会からの報告 続いて、各部会報告をお願いしたい。
山田委員 志田委員 森田委員 谷口委員	資料に基づいて報告（各部会委員より報告） 資料2 各部会報告 別紙 こども部会アンケート資料

玉垣委員	こども部会のアンケート結果（10 ページ）にある「障がいのある、または障がいの疑いのある生徒への就労支援の実施」について、通常の高校では支援が難しいという課題がある。教員への研修や周知啓発の取り組みは、教育委員会と障がい福祉課のどちらが担っているのか不明で、縦割りの影響で対応が進みにくい印象がある。 企業への情報提供が不十分なまま就職し、トラブルにつながる事例もあるため、就労支援に関するルール整備や教員への研修の充実をお願いしたい。
菊池会長	本件は市ではなく県の教育庁が管轄であり、こども部会や市の特別支援教育室では対応が難しい。障がいのある生徒の就労・進学支援に関する啓発や教員への研修などは、県を通じて進めていく必要がある。 特別支援学校の立場から、県立・私立高校に対して、障がいのある生徒の就労支援や進学支援に向けた啓発など独自の取り組みを行っているか。
原口委員	特別支援学校では、保護者向けや地域向けに就労に関する研修を実施し、県立・私立高校にも案内することで理解啓発に努めている。 参加には課題もあるが、他圏域では、求職登録の際に支援学校の生徒だけでなく、地域の高校生にも声かけを行い、ハローワークとの連携を通じて支援が必要な生徒への理解を深める取り組みを行っている学校もある。
菊池会長	特別支援学校から高校にも研修案内は出しているが、高校側の参加が少ないのが現状。このアンケート項目は、学校側が「就労支援を実施しているかどうか」を尋ねるものであり、具体的な支援内容を細かく聞いているわけではなかったか。
山田委員	こども部会のアンケートは、班の担当者がそのまま記載して提出している。 令和 4 年～令和 6 年で回答した学校が異なるため、年度間の比較が難しく、現状把握にとどまっている。
菊池会長	アンケート結果を見ると、高校によって就労支援の取り組みに温度差があり、外部機関との連携を積極的に進めている学校もあれば、外部につなぐだけで「支援」としているケースもある。「実施していない」とされた学校でも、一定の対応はしている可能性があり、支援の捉え方に差がある。 保護者からのニーズに応じて最低限の対応はされていると考えられるが、より積極的な連携や支援のあり方を進めるためにも、こども部会での継続的な現状把握に努めてもらいたい。
里委員	ピアサポーターについて確認したい。 現在ピアサポーターとして熊本市内に何人ぐらい活動しているのか。また、今後の取り組みを通じて、ピアサポーターの活用場を検討するとあったが、基本的にピアサポーターにはどのような活動を依頼したらよいのか。
谷口委員	こころの健康センター内にグループがあり、約 15～20 名のピアサポーターが実際活動している。病状により活動可能な人数は変動する。

	主な活動は、精神科病院に長期入院している方への声かけであり、病状体験や実体験をふまえたお話をすることで、退院や地域移行への不安を軽減する役割を担っている。今後は、コロナ禍で制限されていた病棟との交流を再開したり、地域生活における茶話会などをおこなったり、在宅生活、地域移行への安心感をくわえていただく担い手としてピアサポーターの活動を推進していく。
菊池会長	今年度の計画を各部会の方から報告いただいているので、計画に従って、引き続き活動してもらいたい。 (3) 障がい者相談支援センターからの報告 続いて、障がい者相談支援センターからの報告をお願いしたい。
園田委員	資料に基づいて報告 資料3 障がい者相談支援センターからの報告
菊池会長	時間の都合もあり、特段の意見がなければ次の意見交換に移る。 (4) 意見交換 続いて意見交換に移る。相談支援部会の大島委員から行動援護の実態における報告について説明をお願いしたい。
大島委員	資料に基づいて説明 相談支援部会から行動援護について報告
西委員	過去に市役所へ行動援護サービスの利用について問い合わせた際、「お母さん、お元気ですね」と言われ、親が元気であることを理由に利用を断られた経験がある。実際には事業所の数が少なく、支援を受けたくても難しい状況がある。親が働いているなどの事情で支援が必要な家庭もあり、改善を求める声が常に上がっている。
多門委員	2点確認したい。 1点目は、本協議会設置要綱の決裁権限について、資料に含まれていた設置要綱に関し、平成27年までは健康福祉局長が決裁していたが、令和2年・令和5年では障がい福祉課長による決裁となっている。現場の課長が決裁する体制となった理由について疑問がある。 2点目は福祉タクシー制度の課題について、福祉タクシー券の制度自体は歓迎されているが、利用可能な事業所が少なく、利用者自身が電話で確認しなければならない状況に不便さを感じている。 特に、運賃や車両の種類が事業所ごとに異なり、情報が整理されていないため、障がいのある方が自力で調べるのは困難である。 障がい福祉課が、福祉タクシーを保有する事業所に対して、運賃や車両の種類などの情報を事前に調査し、利用者にわかりやすい形としてまとめることで、サー

	ビスの利便性が向上し、利用者の負担軽減につながると考えられる。この課題については、協議会で共有し、今後の検討課題として考えてもらいたい。
菊池会長	福祉タクシーに関する情報提供について、補助額や利用可能事業所の一覧など、現状の通知形式だけでは不十分であり、より細やかな情報提供が必要との意見があった。この件については、部会での審議事項には該当しない可能性があるため、事務局にて次回以降、審議対象とするか、あるいは周知方法の工夫について検討を進めてもらいたい。 決裁権者については事務手続き上の話とは考えられるが、いかがか。
事務局	通常、設置要綱の決裁は健康福祉局長が行うが、内容が軽微な場合は課長決裁でも可能とする市の事務決裁訓令に基づき、令和２年および令和５年の改正は課長決裁で対応した。令和２年の改正は、人事課からの通知により、委員の委嘱から選定への変更に伴う要綱改正であり、令和５年の改正は課名変更（障がい保健福祉課 → 障がい福祉課）に関するものであった。 なお、内容が大きく変更される場合には、引き続き局長決裁が必要となる。
菊池会長	事務局からの説明のとおり、これは行政手続き上の判断であり、一部体制変更に伴う軽微な修正に該当するため、課長決裁が適用されたということである。 では、話を意見交換に戻していく。
松村委員	行動援護について事前に保護者から聞き取った意見をもとに、以下の課題と提案をしたい。 共通する課題としては先ほど説明にもあった通り、事業所数の少なさ、土日利用の困難さなど、既出の課題が現場でも同様に指摘されている。強いて課題をあげるとするなら、同性ヘルパーの必要性である。特に女性利用者に対しては、同性による支援が望ましく、男性ヘルパーの不足も課題。また、緊急時対応の困難さとして親の急病などで第三者が介助する際、平時からの関係構築がないと支援がうまく機能しない。見知った支援者による継続的な支援体制の構築が必要といった意見もあがっていた。 行動援護のみならず、移動支援もふまえ、視野を広げての議論が必要であり、制度の立て付けが異なるとはいえ、当事者中心の視点で一体的に議論すべき項目であるとの指摘もあった。行動援護や移動支援は、当事者が親に頼らず地域で生活し、社会参加や就労の可能性を広げるための重要な支援制度である。これらの制度の充実、当事者の生活の幅を広げ、人生を豊かにする基盤となる。 ここまでは理念的な話であるが、財政的な話をする、報酬単価の違いや制度の理解に依存する現状があり、財政的なバックアップの充実が課題解決の鍵となる。移動支援は熊本市が独自に対応している制度であり、一定の取り組みは進んでいるが、さらなる財政的支援の充実が求められる。本協議会での議論を、今後の予算に反映させることが、制度改善の突破口になると期待する。

本田委員	話は逸れるかもしれないが、見えない障がいや痛みへの理解を促すマークの認知が進んでいる一方で、掲示が少なく、効果を実感しづらい現状がある。障がい者が移動や支援に悩む中、今後は介護・支援人材の不足が深刻化することが懸念される。専門職だけに頼るのではなく、資格不要の支援者や障がい者サポーターなど、地域全体で支え合える仕組みづくりが必要。支援の担い手を広く確保し、誰もが安心して支援を受けられる社会を実現していきたい。
菊池会長	相談支援部会から挙げられた課題は、現場の実態を反映しており、特に行動援護を担う事業所が増えない背景には、報酬単価の低さがあると指摘された。専門性が求められるにもかかわらず、収益性が低く、事業所の参入が進まない状況が続いている。また、潜在的ニーズの把握が不十分であることも課題であり、地域の実態を市から国へ伝え、報酬体系の見直しを求める必要があるとの意見が示された。行動援護の利用に関しては、「使いたいが使ったことがないため使えない」という状況が続いており、潜在的ニーズの把握には丁寧な聞き取りが重要との指摘があった。 また、事業所が増えたとしても、強度行動障害や医療的ケア児への対応には専門的な研修や資格を持つ人材が必要であり、人材確保が次の課題となる。これは地域が担うべき役割でもあり、すぐに解決できる問題ではないが、地域共通の課題として認識し、国への働きかけや、より細やかなニーズの把握を進めていく必要がある。
西委員	障がいのある方の地域移行を進める上で、訪問看護や移動支援などのサービスが整っていないと、移行自体が困難になる。通過型グループホームの活用により、行動援護や移動支援を通じて地域での訓練を行い、将来的な一人暮らしにつなげる支援が重要である。こうした視点からも、地域移行に必要な支援ニーズの把握を進めてほしい。
菊池会長	来年度予算への反映については可能性があるものの、支給予定量の見直しなど、すぐに対応できる課題ばかりではない。行動援護や移動支援に関する課題は、長期的・継続的に取り組むべき内容であり、今後も本協議会の中で継続して議論していく必要があると推察される。
松村委員	来年度予算への反映は現実的には時間的制約があるが、地域の課題を国へ伝える動きは重要である。現在の課題は相談支援部会から提案されているが、部会の予定がすでに詰まっており、対応が難しい可能性がある。 そのため、障がいのある方の暮らし全般に焦点を当てた実務的な議論の場として、ワーキンググループなど柔軟な形で課題を整理・検討する体制を設けることを提案する。将来的には「暮らし部会」などの新たな部会として育てていくことも視野に入れ、現実的な対応策として検討を求めたい。

菊池会長	部会の新設については、本協議会全体の枠組みに関わるため、事務局と相談の上で検討する必要がある。一方、現時点では相談支援部会の「地域課題班」が個別ニーズや事業課題の抽出を担っており、当面は同部会で議論を進める方針で考えている。 なお、潜在的ニーズの把握については、アンケート調査などではなく、市側がサービス供給量の観点から人数等を把握し、その情報をもとに相談支援部会で課題解決の方向性を検討し、全体会へ報告する流れが現実的である。 将来的に課題が大きくなった場合には、本部会の下にワーキンググループを設け、集中的な議論を行うことも検討していきたい。 以上で意見交換を終了とする。
事務局	<u>8 事務局連絡</u> 第2回については10月を予定しており、会場を調整中。 <u>9 閉 会</u>